

品川区立就学前乳幼児教育施設条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年7月10日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区条例第35号

品川区立就学前乳幼児教育施設条例の一部を改正する条例

品川区立就学前乳幼児教育施設条例（平成15年品川区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第8条第5項第5号中「もしくは同条第3項の医療型児童発達支援」を削り、「同条第5項」を「同条第4項」に改め、同条第6項中「第14条の2第1項」を「第14条第1項」に改め、同条第7項中「第4条第4項」を「第4条第2項第6号」に改める。

第9条第4項中「3万7,000円」を「4万300円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、第8条第5項第5号、第6項および第7項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第9条第4項の規定は、令和8年10月以後の月分の預かり保育利用料について適用し、同年9月以前の月分の預かり保育利用料については、なお従前の例による。